

警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～四十五（略）</p> <p>四十六 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）<u>第五条、第六条、第七条第二項から第八項まで又は第八条に規定する罪</u></p> <p>四十七～五十八（略）</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第一条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～四十五（略）</p> <p>四十六 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）<u>第五条から第八条までに規定する罪</u></p> <p>四十七～五十八（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第七条 法第四条第一項第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～四十五（略）</p> <p>四十六 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）<u>第五条、第六条、第七条第二項から第八項まで又は第八条に規定する罪</u></p> <p>四十七～五十八（略）</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第七条 法第四条第一項第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～四十五（略）</p> <p>四十六 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）<u>第五条から第八項までに規定する罪</u></p> <p>四十七～五十八（略）</p>

暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～四十五（略）</p> <p>四十六 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）<u>第五条、第六条、第七条第二項から第八項まで又は第八条に規定する罪</u></p> <p>四十七～五十八（略）</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～四十五（略）</p> <p>四十六 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）<u>第五条から第八条までに規定する罪</u></p> <p>四十七～五十八（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(以下「法」という。)。第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一 四十五 (略)</p> <p>四十六 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第五条、第六条、第七条第二項から第八項まで又は第八条に規定する罪</p> <p>四十七 五十八 (略)</p>	<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(以下「法」という。)。第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一 四十五 (略)</p> <p>四十六 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第五条から第八条までに規定する罪</p> <p>四十七 五十八 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第三条 法第五十一条の八第三項第二号八の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一 四十五 (略)</p> <p>四十六 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第五条、第六条、第七条第二項から第八項まで又は第八条に規定する罪</p> <p>四十七 五十八 (略)</p>	<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第三条 法第五十一条の八第三項第二号八の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一 四十五 (略)</p> <p>四十六 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第五条から第八条までに規定する罪</p> <p>四十七 五十八 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>（暴力的不法行為等）</p> <p>第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。</p> <p>一 四十五（略）</p> <p>四十六 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第五条、第六条、第七条第二項から第八項まで又は第八条に規定する罪</p> <p>四十七 五十八（略）</p> <p>（譲渡し若しくは譲受け又はこれらに類する形態の罪）</p> <p>第十三条の二 法第十二条の五第二項第二号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。</p> <p>一 十三（略）</p> <p>十四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第八条第一項又は第三項（同条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>十五 十六（略）</p>	<p>（暴力的不法行為等）</p> <p>第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。</p> <p>一 四十五（略）</p> <p>四十六 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第五条から第八条までに規定する罪</p> <p>四十七 五十八（略）</p> <p>（譲渡し若しくは譲受け又はこれらに類する形態の罪）</p> <p>第十三条の二 法第十二条の五第二項第二号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。</p> <p>一 十三（略）</p> <p>十四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第八条第一項又は第三項（同条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>十五 十六（略）</p>